

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成17年3月28日

国立大学法人東京農工大学長 宮 田 清 藏

17 経教 規則第4号

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学組織運営規則（16 経教規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「埼玉県秩父郡」を「埼玉県秩父市」に改める。

附 則（17 経教 規則第4号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。